

令和2年4月16日

学研災付帯海外留学保険（略称：付帯海学）にご加入の皆様及び学校事務ご担当者様

公益財団法人日本国際教育支援協会
学生支援部 学生保険課
東京海上日動火災保険株式会社
公務第二部 文教公務室

新型コロナウイルス感染症に係る特別措置 付帯海学における保険期間の自動延長について

このたびの新型コロナウイルスの影響により、皆様におかれましては、不自由な日常生活を余儀なくされておられることと拝察し、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、以下の通り「保険期間の自動延長」の特別取扱いを実施いたします。

1. 特別措置の対象となる付帯海学加入者
令和2年4月6日以降9月末日までに保険期間終了を迎えるご加入

2. 特別措置の内容

<現行の規定>	<特別措置>
保険責任期間終了までに帰宅できない場合、日本国内の親族等が延長手続きをすることにより、延長が可能です。	4月6日以降に保険責任期間終了を迎える契約（加入）で、被保険者が特別措置の対象者に該当し、保険期間終了までに帰宅できない場合、帰宅が可能となるまでの間、保険期間を自動延長します。

<お問い合わせ先>

詳細につきましてはパンフレットに記載の取扱代理店・保険会社営業店までお問い合わせください。